

## 会 議 録

会 議 名 ( 審 議 会 等 名 )		第7回川西市障害者施策推進協議会	
事 務 局 ( 担 当 課 )		健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2656)	
開催日時		平成28年7月27日(水)午後1時30分～午後3時	
開催場所		ふれあいプラザ4階 ふれあいルーム	
出席者	委員 (敬称略)	安田会長、秋山副会長、津田委員、植田委員、森寺委員、寺田委員 岡委員、中谷委員、西川委員、今村委員、西中委員、鬼島委員 片峰委員 (欠席委員)竹本委員	
	その他		
	事務局	根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、福丸障害福祉課長、 山下障害福祉課長補佐	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 会長・副会長の選出 3. 協議事項 第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)の 進捗状況について 4. その他 5. 閉会		
会 議 結 果	別紙のとおり		

## 審 議 経 過

(開 会 午後1時30分)

事務局 本日は大変お忙しい中、川西市障害者施策推進協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、第7回川西市障害者施策推進協議会を開会いたします。私は、福祉推進室長の岡本でございます。菅原巖会長が、昨年6月30日付で辞任されましたので、新たな会長が選任されますまでの間、私が進行を担当させていただきますので、よろしく願いいたします。

昨日未明、神奈川県相模原市にあります、障害者支援施設「津久井やまゆり園」におきまして、19名の尊い命が奪われる、許し難い事件がありました。協議会に先立ちまして、お亡くなりなられた方々のご冥福をお祈りするため、黙とうをささげたいと思います。みなさま、ご起立ください。

(一同黙とう)

事務局 ありがとうございました。

それでは、委員の出欠をご報告いたします。

ただいまの出席委員は13名です。竹本委員からは欠席する旨の届け出を頂いております。半数以上の委員が出席されていますので、本日の協議会は成立しております。

協議事項に入ります前に、委員に異動がございましたので、ご報告いたします。

先ほども申し上げましたが、菅原巖委員が、川西市社会福祉協議会会長の任期満了に伴い辞任されましたので、その後任につきまして、種々検討いたしました結果、新たに川西市社会福祉協議会会長に就任されました安田末廣様が適任と考え、委員へのご就任をお願いいたしましたところ、快くご承諾いただき、委員にご就任いただくことになりました。

安田末廣委員でございます。

委 員 安田でございます。よろしく願いいたします。

事務局 また、市議会の役員改選により、福西勝委員が辞任されましたので、その後任として、厚生常任委員会副委員長の岡留美様に委員にご就任いただくことになりました。

岡留美委員でございます。

委 員 岡でございます。よろしく願いいたします。

## 審 議 経 過

事務局 また、公共職業安定所の人事異動により、鮫島美穂子委員が辞任されましたので、その後任として、伊丹公共職業安定所専門援助部門統括職業指導官の西中博幸様に委員にご就任いただくことになりました。

西中博幸委員でございます。

委 員 ハローワークの西中と申します。よろしくお願いいいたします。

事務局 また、川西市社会福祉協議会の人事異動により、川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センター所長の西川晶様に委員にご就任いただくことになりました。

西川晶委員でございます。

委 員 西川と申します。よろしくお願いいいたします。

事務局 なお、梅沢信広副会長が3月31日付で辞任されましたが、その後任につきましては現在選任中のため、欠員となっております。

次に、4月1日付で事務局職員に異動がございましたので、ご報告いたします。障害福祉課長補佐の山下晴子でございます。

事務局 山下でございます。よろしくお願いいいたします。

事務局 それでは、続きまして「会長・副会長の選出」に移らせていただきます。

「川西市障害者施策推進協議会規則」第5条の規定によりますと、会長、副会長それぞれ1名を委員の互選により定めることとされております。会長は会務を総理し、協議会を代表していただくとともに、協議会を招集し、議長として会議を進行していただくこととなります。また、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理すると規定されております。

会長、副会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

事務局 「事務局一任」のお声がありましたので、立候補される方がないようでしたら、事務局から推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

## 審 議 経 過

事務局 ありがとうございます。

それでは、会長には、安田委員を、副会長には、秋山委員をご推薦申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ご異議なしと認めます。

よって、会長には、安田委員に、副会長には秋山委員にご就任いただくことに決まりました。

それでは、安田会長、秋山副会長、それぞれ、会長席、副会長席へお着きくださいますようお願いいたします。

それでは、会長・副会長のご就任に当たり、代表いたしまして、安田会長より、ごあいさつをいただきたいと思います。

会 長 私、昨年の7月から社会福祉協議会の会長を仰せつかっており、ちょうど1年経ちまして、この間、いろいろなところで勉強させていただき、いろいろな施策にも取り組んできました。そういった中で、このたび会長の重責を担わせていただくこととなり、身の引き締まる思いでございますが、副会長とともに本会の運営に尽くしてまいります。

先ほどもお話がありましたが、昨日、神奈川県で、あつてはならない大きな事件が発生しました。改めて、被害に遭われた方に、心からご冥福をお祈りいたします。

さて、本年4月1日から、「障害者差別解消法」が施行されております。この法律は、すべての事業者に対し、障がいを理由とする差別を禁止することにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として定められたものです。

今後、この協議会では、「障がい者福祉計画」をはじめ、本市の障がい者施策に関する重要な事項を協議していくわけですが、こうした理念に基づき、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めることを第一義として、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

どうも、ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

それでは、会長が選出されましたので、ここからの進行につきましては、安

## 審 議 経 過

田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。

本日の「協議事項」に移ります。

「第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）の進捗状況について」です。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料1「第6次川西市障がい者福祉計画の進捗状況について」をご説明いたします。

この資料は、昨年度からスタートしております「第6次川西市障がい者福祉計画」に定めている合計130施策について、平成27年度における進捗状況を記載したものです。

それぞれの施策は、市の各所管課で推進しており、各施策を担当している部署が、27年度の状況を4段階で自己評価しております。「A」は目標に沿って施策を実施することができ、目標を達成することができたもの、「B」は目標に沿って施策を実施できたが、目標達成に向けてさらなる推進が必要なもの、「C」は目標に沿った施策展開ができなかったもの、「D」はいずれにもあたらないものを表しています。

また、三つの基本目標に沿って各施策を分類しており、それぞれの基本目標ごとに、評価や進捗状況等の集計を冒頭にまとめて記載しています。なお、同じ施策を複数の部署で実施しているものがありますが、それぞれの部署ごとに進捗状況や評価を記載しているため、同じ施策でも担当課によって評価が異なるものもあります。集計表において、実際の施策数と施策数の合計が一致しないのは、このためです。

それでは、新規施策や主な施策を抜粋してご説明いたします。なお、本計画における新規施策には、事業名称の前に 印を付しています。

まず、基本目標1「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」です。

11ページをご覧ください。

施策コード14101「計画相談支援の実施」です。障がいのある人のサービス利用に際し、サービス等利用計画の作成が法律で義務付けられ、相談支援事業所で計画を作成していただいています。現状と課題ですが、27年度末時点で全ての障害福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画が作成されている状況になっております。ただし、このうち、約7%はセルフプラン 利用者本人または家族が自ら計画を立てるもの です。

次に、施策コード14102「障がい児（者）地域生活・就業支援センター

## 審 議 経 過

機能の強化」です。障がいのある人からの様々なご相談に応じ、福祉サービスの紹介等の支援を行っていますが、窓口が1か所しかないことから、相談したいときに相談できないとのご意見をいただいていた。今回の計画では、もう1か所相談窓口を設けることを定めており、27年度に予算化の検討を行い、今年度、相談窓口を増設するための予算を計上することができました。現在、相談支援事業所を運営していただける法人を募集する準備を進めています。来月初旬に法人を公募し、10月1日開所を目途に事務を進めていきたいと考えています。

13ページをご覧ください。

施策コード14305「法人後見に対する支援の検討」です。法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討するという内容です。福祉政策課では、後見等の業務を行うNPO法人に対し、研修等の活動支援を行うための補助制度を立ち上げましたので評価を「A」とし、障害福祉課では、今後「障がい者自立支援協議会」等で検討してまいりますので、評価は未実施の「C」としております。

次に、施策コード14307「障害者差別解消法への対応」です。先ほど、会長のごあいさつにもありましたが、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されています。地方公共団体に対しては、差別の禁止はもとより、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務付けられており、全庁的な取り組み方針を検討していくことを計画に位置づけていました。障害福祉課では「D」という評価をしていますが、職員課において、職員が障がいのある人に接する場合に留意すべきことなどを取りまとめた対応要領を策定しているところです。先日、障がい者団体の皆さまからご意見をお聞きする機会を設けましたが、いただいたご意見を集約し、必要に応じて反映させ、対応要領を策定していきます。

次に、基本目標2「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」です。

施策コード21104「保育所等訪問支援の実施」です。児童福祉法の改正により、新たに実施することになった事業で、保育所や幼稚園、小学校等を現在利用、又は今後利用する予定の障がい児が、集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合に、障がい児施設で指導経験のある保育士等が訪問し、障がい児本人や職員に対して専門的な支援を行うものです。27年度から指定事業者において事業が実施されていますが、障がいのない児童もいる保育所等に出向いて支援する新しい形のサービスであることもあって、訪問する事業者の受け入れに関し、事前の調整がうまくいっていないケースも見受けられるという報告も受けています。このため、保育所、保護者、事業者間で、どういった支援を行うかなど、あらかじめ取り決めを行い、お互いに合意のうえで支援を実施することができるよう、実施手順を定め関係機関に周知を図ること

## 審 議 経 過

でサービスが円滑に実施できるよう、取り組みを進めていきたいと考えています。

次に、施策コード21109「サポートファイルの活用」です。これは、障がいのある人の情報をサポートファイルという形に取りまとめることにより、関わりを持つ支援者が変わっても一貫した支援が受けられるよう、そうしたツールを活用していこうとするものです。平成27年度から配布を始め、およそ350冊を配布しています。今後も皆さまからご意見をいただき、ブラッシュアップしていく必要があると考えております。

次に基本目標3「ともに支えあう地域づくり」です。

27ページの施策コード32205「障害者差別解消法に関する民間事業者への周知」です。机上に障害者差別解消法に関するパンフレットを配布しております。27年度中は取り組みができませんでしたが、今後、パンフレットの配布やホームページを通じて、法律の趣旨や障がいのある人に対する配慮の必要性等について、周知を進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、第6次障がい者福祉計画に掲げている事業のうち、主な事業や新規施策を中心に説明させていただきました。

次に、資料2「第4期障がい福祉計画の進捗状況について」をご覧ください。

こちらは、個々のサービスについて、3年間の見込み量に対する実績や成果目標の実績を取りまとめたものです。

2ページ、3ページをご覧ください。

成果目標の進捗状況を記載したものです。第4期障がい福祉計画では、平成29年度に達成すべき成果目標として、大きく三つの項目について設定しています。

一つめは、福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標です。

施設に入所されている方のうち、自宅やグループホームなど、地域での生活が可能と見込まれる方に、地域での生活に移行していただくという内容で、この目標は、地域生活への移行者数と施設入所者の削減数の二つの目標で構成されています。

地域生活への移行者数については、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域での生活に移行することを目標としております。

基準値である25年度末時点の施設入所者数113人の12%以上に相当する14人が地域生活に移行することを目標としていますが、27年度末までの移行者数は2人となっており、目標値とは大きな隔たりがある状況となっております。長期間入所されている方が直ちに地域生活に移行するのは難しいのが実情だと思っています。あくまでも地域移行は、ご本人やご家族の意向に基づいてなされるべきものですので、この目標値は絶対値とは考えていません。ご

## 審 議 経 過

本人やご家族のご意向があり、かつ、地域での生活が可能と見込まれる方に対しては、適切に地域生活に移行するための支援を引き続き行っていきたいと考えております。

また、施設入所者の削減数については、退所者数と入所者数の差し引きで入所者数を減らしていくというもので、25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを目標としております。

基準値である25年度末時点の施設入所者数113人の4%以上に相当する5人を削減することを目標としておりますが、27年度末時点の入所者数は、101人となっており、基準値から10人の削減で、現時点では目標を大きく上回る実績となっております。しかし、新たに入所を希望されている方もありますので、29年度末時点で5人削減という目標が達成できるよう、努めていきたいと考えています。

二つめは、地域生活支援拠点等の整備に関する目標です。

地域での暮らしの安心感を担保するため、緊急時の受け入れ体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点、又は、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を整備するというもので、計画期間中に1か所整備することを目標としております。

27年度末時点では、未整備となっておりますが、基本的な市の考え方としては、市有地を提供して民間の事業者に施設整備を行っていただく形での拠点整備を検討しております。整備の意向をお持ちの事業者と協議を進めていますが、超えるべきハードルもあり、計画期間内に整備できるよう、協議を進めていきたいと考えております。

三つめは、福祉施設から一般就労への移行等への目標です。

この目標は、一般就労への移行者数、就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率、以上三つの目標で構成されています。

一般就労への移行者数については、就労移行支援事業や就労継続支援事業等を利用している方が一般就労される人数に関する目標で、29年度時点で24年度の一般就労への移行者数7人の2倍に相当する14人が一般就労に移行することを目標としております。

過去3年間の実績を記載していますが、毎年9人ずつ一般就労に移行していただいている状況です。目標値には届いていない状況ですが、引き続き、適切なサービスの支給決定やハローワーク、地域生活・就業支援センターと連携し、一般就労を希望される方が一人でも多く就労に結びついていくよう、支援していきたいと考えています。

次に、就労移行支援事業の利用者数については、25年度末時点の利用者数

## 審 議 経 過

から6割以上増加させることを目標としており、数値で表しますと、基準値である25年度末時点の利用者数9人の6割以上増加に相当する15人を目標値としておりますが、27年度末時点の利用者数は16人となっており、今のところ目標値を達成できている状況です。

最後に、就労移行支援事業を行う事業所ごとの就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上とする目標です。

27年度末時点では、市内に2か所の就労移行支援事業所があり、うち1か所の就労移行率は9割以上という実績を上げていただいているため、2か所中1か所という目標は達成している状況ですが、これら2か所の事業所は、現在廃止または休止となり、現在市内には、就労移行支援を行う事業所がない状況となっております。

就労移行支援事業所については、近隣市でも休止する事業所が見受けられ、事業運営が難しいという課題も見えてきている状況です。次回、平成30年度の報酬改定に向け、事業が円滑に行われるよう、報酬面での配慮について、機会を捉えて国へ要望していきたいと考えております。

4ページ以降は、サービスごとの実績と見込み量を記載しておりますが、利用者数が極めて少ないものを除き、概ね見込み量を達成、もしくは大きく上回る利用実績となっております。引き続き、見込み量を充足するサービス提供ができるよう、適切なサービス支給を行っていきたいと考えております。

以上、第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）の進捗状況についてご説明いたしました。よろしくご協議くださいますよう、お願いいたします。

会 長 説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

委 員 13ページの新しい事業ということで、障害者差別解消法の評価について、未実施でも「B」と「C」と違うというのは、差があるのではないかと思うのですが。

事務局 前回も同様のご指摘を受けたと記憶しておりますが、評価は担当部署の自己評価であり、それぞれの担当課でどれくらいできたか、ということになるのですが、その上でなぜ差がついたかについては、数値で実績をはかることが難しいということが一つは挙げられると思います。また、同じ未実施でも、例えば人権推進課の方では、ここには記載されていないのですが、昨年度、職員を対象とした障害者差別解消法の研修を実施されました、そのことを加味した評価ではないかと推察しております。

## 審 議 経 過

会 長 他にございませんか。

委 員 最後の28ページのところで、施策コード33204の「障がい者自立支援協議会の運営」ですが、今までの説明の中でも、自立支援協議会で検討するという項目がかなりあった中で、協議会が動いていない状況だと思いますが、現状と課題で、「分野別部会の設置を検討する」とありますが、こういった部会を想定されているのでしょうか。29年度までにどれだけの部会を立ち上げられる予定なのか、もしお答えいただけるのであれば。

事務局 ご指摘のとおりでございます。昨年度1年間、この施策推進協議会もそうなのですが、自立支援協議会も開催することができませんでした。事務局側の事情によるところが大きく、まことに申し訳ありません。自立支援協議会につきましては、非常に課題が大きいと認識しております。本来、相談支援事業を中心といたしまして、地域での障がいのある人に対する支援をどのように組み立てていくか、社会資源をいかに有効に活用し効果的に支援を実施していくか、といったことをご協議いただく場でございます。もっと積極的に開催する必要があると考えておりますが、本来は違う役割を担うべきなのですが、施策推進協議会と自立支援協議会との機能や役割分担が明確でなく、自立支援協議会の役割をもっと明確にしていく必要があると思います。

事務局としてこういった部会を設置してはどうかという提案をする方法が良いのか、まずは自立支援協議会を開催し、今こういった課題があって、こういったことを検討する必要があるのかという中から、それではこういった部会が必要ではないか、といった方向での検討がよいのか、どのように進めていくべきかといったところを事務方で検討しているところです。

無論、本年度は必ず開催することをお約束させていただきますので、自立支援協議会の方でご協議をいただきまして、部会の設置やさきほど進捗状況をご報告した中で、いくつか自立支援協議会で検討していただく予定としている項目がありますので、そういった具体的な検討を進めていきたいと思っておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

会 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

委 員 18ページの「阪神友愛食品株式会社への出資」の現状と課題ということで、「訓練過程を修了した全員が一般企業に就職した」というように書かれているのですが、定着しているのかどうか。定着率とか、そういったものはどうなっているのか。

## 審 議 経 過

また、昨年の施策推進協議会でも質問させていただきましたが、次の段の「障がい者の職員採用」について、身体障がい者のみを対象とするということで、障害者差別解消法が施行されまして、試験を受ける機会を平等にしていればどうかということ。

それと27ページの「障害者差別解消法に関する民間事業者への周知」という事業も新しい分野ですが、これもやはり人権推進課と障害福祉課では評価が違って、人権推進課の方では「周知等取り組んでいきたい」とされておりまして、では、いつから取り組みがされるのか。また、そのために評価が「B」なののでしょうか。

事務局 まず、阪神友愛食品の定着率につきましては、把握しておりません。申し訳ございません。

それから、職員採用につきましては、ご指摘のとおりでございまして、一般就労をすすめていくことを目標としてかかっているが、市役所での採用は障がい種別を限っているという状況にあります。一方、地方公務員法では、最少の経費で最大の効果をあげるよう要請されておりまして、様々な地方公共団体に対する要請について、こういった形でバランスをとっていきべきかが私どもに求められていると考えております。もちろん、障がい福祉の立場からすれば、ワークシェアリングなどを含めて、身体障がい者のみならず、知的障がい者、精神障がい者の方々も含めてお仕事をさせていただく機会をもうけるべきであると考えられるわけですが、それぞれ目指すべき目標との調和を図るという中で、今のところは身体障がい者に限っているのが現状でございます。ひきつづき職員課とは、こういった形で進めていくことができるか、粘り強く協議を進めていきたいと思っております。

それから、障害者差別解消法におきまして、人権推進課の方が未実施で「B」という評価となっておりますが、これはあくまでも私の考えですが、従来から人権推進課では、あらゆる差別や人権侵害に対する啓発に取り組んでいただいております。その中には障がい者に対する差別も含まれておりまして、差別解消法の有る無しにかかわらず、制定以前から、そういった取り組みはされております。障がい者差別に対する啓発をするような総合センターでの講座、あるいは広報の人権特集号で障がい者差別について取り上げていただいたこともありますので、そういったこれまでの取り組みも含めての評価ではないかと考えております。

委員 「資料2」6ページの(4)、一例をパッと見て感じたことですが、「相談支援」とありまして、三つ「計画相談」、「地域移行」の話と「地域定着」の話、

## 審 議 経 過

ステップは恐らく下へ行くほど地域定着を狙わねばならないのではという発想ですが、相談の関係については非常に受ける人が多く、実績が100人以上です。ところが、本来地域で生活しやすくして定着してもらおうという趣旨に対して、目標がゼロでいいのでしょうか。これは見込みという捉え方で良いのでしょうか。1ページでははっきりした目標値が謳われているのですが、こちらは29年度はゼロですよ、地域定着も移行もゼロですよ。その違いが一つと、やはり定着や移行を促進するには何が問題で何を事業所がやるべきなのか。行政が把握するべきなのか。そのあたりはどうお考えでしょうか。

事務局 相談支援の見込みですが、まず対象者数の部分をご説明しますと、計画相談支援は障害福祉サービスの利用者全員が対象ですので、実績の人数が100人以上になっております。達成率については見込みを抑制的に見過ぎたのかなとも思うのですが、支援センターにも頑張ってもらって、結果的に9割以上の方の計画作成ができており、達成率も大きく見込みを上回っているという状況です。

ここにあげている数字は、最初にご説明させていただきました2、3ページに記載している部分はいわゆる目標で、4ページ以降は見込みでございます。今後のニーズ等を踏まえてこれくらいの方が利用を希望されるので、それに見合うだけのサービス提供の体制をつくってゆく、そういう考え方です。地域移行支援と地域定着支援につきましては、率直に申し上げまして、まず実施している事業所がきわめて少ないということ、もう一つは、対象が長期間精神科の病院に入院されている方や施設に入所されている方に対して、退院や退所して地域で生活できるように移行支援、そして移行されてからの定着支援を行うサービスですが、やはり長年、施設や病院に入っている方が、自ら自宅や地域で生活したいという思いに至ることそのものも、思うように増えてはいないのではないかとこのところがあります。そうしたこともあり、見込値をゼロにし、実際に実績もゼロとなっているわけですが、このサービスの支給申請や相談そのものがほとんどないというのが実情です。地域で安心して生活ができるという、地域での受け入れの部分が充実しないと、地域移行支援、地域定着支援をもってしても、なかなか進まないということがいえるのではないかと考えております。今後、事業所も含め充実させていく必要がありますし、そういった部分と、地域生活支援拠点の整備のような地域での生活の安心感の担保という両面から取り組んでいく必要があると考えております。

委員 受け皿の整備ができていないのに相談ばかりが増えても地域移行も定着もできないわけですが、一步踏み込んだ形でぜひ将来を考えていかないといいません。

## 審 議 経 過

一例なのですが、西宮市は地方自治体と福祉関係の事業所がタイアップして、待ちの姿勢ではなく、病院や入所している人々に働きかけて「なぜ地域で生活できないのか」という動きを初めて、去年からスタートしているらしいのですが、将来計画に組み込んでいただけましたら。

委員 障がい者の団体というのは、身体障害児者父母の会、知的障がい者の方の父母の会、精神障がい者の会、成人になられた方の福祉協会、大きく4つの分野があります。今回ずっと拝見しておりますが、就職関係、あるいは事業所関係のことも詳しく書いてあるのですが、他の分野では非常にいいと思われる障がい者団体もあるでしょうが、父母の会としてはここまでの話なんです。就労ができるような者は父母の会にはおりません。いくら美辞麗句を並べられて、会社の新規開拓をしますと言われても、体が動かないような者が行くような仕事があって、そこそこの収入を得るなど実際には不可能に近い話です。施設に入っておられる方が自宅に帰って自宅で暮らすようなことをするというのが国の方針でもありますから、私の子供なんかも20何年行っていた施設から、市の方からなんとかして帰ってもらえないかというアドバイスもありました。市に帰っても何もないだろうが、私も長年役員をやっておりますし、子供も20年近く施設にいましたから、川西の顔もあるだろうと思って帰ったのですが、帰ってみて、わりに充実してきたなと思うのはデイサービスだけです。ひまわり荘も今年の春から新しく向こうに移り、きれいになりましたし、ハピネスさんも受け入れてくださっているから、この二つだけはいいいんです。また朝晩の送り迎えもやってくださいまして、保護者が年取ったときでしたら、朝晩ボランティアの人を派遣しますよ、と。またこの費用が相当かかるのにもかかわらずちゃんとやってくださっているのですから、感謝しなければならないと思うのですが、これは日中だけの話なのです。では一体、朝の9時半に出て行って、4時半に帰ってきたあとはどうするかといえば、何もありません。家でみななければならないのです。その子が勝手にご飯を食べて、トイレへ行って、布団を敷いて寝てということができればいいのですが、そんな事ができる子など誰もいやしませんよ。全部親が面倒をみてやらないといけないのです、一から十まで。夜中にトイレへ行きたいと言ったら親がトイレに連れて行ってやらないといけない。今度はセンターに良い方法はありませんかと相談しても、少なくとも15万円から20万円を負担するつもりがないと、24時間体制で来てくれる方はいないでしょうね、と言われるのです。事実そうだと思います。朝から晩まで夕食を食べてから翌朝デイサービスへ行くまでの面倒をみてくれる人など、よほどでないといない。5万円や10万円では無理でしょう。15万円から20万円払えば来てくれるかもしれません。未亡人になられた方とか、あるいはご主人と別れた方とか、子どもさんたちが成人したから、

## 審 議 経 過

きちっと自分たちのことだけを考えればいい方。二食付き、三食つきで、住み込みで働ければ、10年間働いたら1千万以上の貯金ができるのに、と思うのですが、なかなかそういう人は見つからないですね。

一つの目標としてグループホームの方を充実させたいと書いておられるのですが、何年も前から聞いておりますが、何一つ実現しておりません。市長が公約として、きれいなパンフレットを出されておりますが、パンフレットだけです。選挙が終わったらそれまで。なかなか大変だろうな、とは思っています。今も言われたとおり、西宮あたりではある程度社協がやっております。あるいは伊丹あたりは市の方ががんばっていますね、グループホームもやっている。宝塚も川西と人口があまり変わらないのに福祉関係のグループホームはわりとあります。阪神間で一番遅れているのがここですね。特別な「びりっこ」ですよ。まあ極端な言い方をすれば、三田や猪名川よりも遅れているかもしれません。事業所もありませんし、税収入もないから大変なことはわかるんですが、いまひとつなんです。ひまわり荘に理学療法士でも入れるようにがんばろうか、とか。しかし利用者が毎日あればいいのですが、人数が限られておりますので、高給な理学療法士を雇いたいものの無理かなど。それはよくわかっております。

7ページですが、「共同生活援助事業の実施」の現状と課題で、「グループホーム入所希望者は増加している中で、入所可能な資源が不足している」とは、入所可能な空き家が無いという意味ですか、あるいは空き家を提供してくれる人がいないという意味ですか。グリーンハイツなどでは空き家がたくさんあるんですが、これは結局資源が不足しているという意味がわからないのですが、いわゆるグループホームとして適するような家屋が無いということでしょうか。

事務局　ここで書いております資源とは、社会資源という言い方をするのですが、支援をする事業所であったり、団体、施設等をまとめて社会資源と呼んでいるのです。

委員　別に空き家があるからそこを、変な話ですが、税金をとられるのもなんだから、よかったら市に寄付しようという空き家があると仮定しても、それを資源とは呼ばないのですね。

事務局　空き家を活用してグループホームを運営しようという法人がいらっしゃって、グループホームとして運営されて、初めて社会資源となります。グループホームの数が希望に対して足りていないという意味です。

また、グループホームに関しては、さきほどの地域生活支援拠点の整備で一つは増やすということと、それとは別に民間法人での整備も今年中に1か所、今こ

## 審 議 経 過

相談いただいているところも1か所ありますので、今年度中に2か所ほど増える可能性があります。まだまだ足りないですが、徐々に少しずつではありますが増えている状況にあります。

それと最初の方にお話がありました夜間の支援の部分について、対象となる方はかなり限定されてくるのですが、「資料2」の4～5ページの上の方に記載しております「重度訪問介護」というサービスがあります。ALSなど常時介護が必要な方に対しては、夜間も含めたヘルパー派遣等のサービスはございます。ただ、サービスを提供する事業所が潤沢にあるかといわれれば、それはそうではないと言わざるを得ない状況ではございますが、一応サービスとしてはございます。

委員 はい、まあ本当はよろしくないのですが、言ってしまうがありませんので。まあこれは個人的な話として聞いて下さい。地域が再開発することになり、父母の会がかわいらしい家を持っていたのですが、それは市の方が買収していただきました。そのときに思い切って満寿荘のあたりで土地さえ貸していただけたら、50坪くらいのグループホームを父母の会で作ってもいいですよ、という話を相談ということでもないですが持っていきました。建物は建てるので、運営してもらえないだろうか。建物を建てても運営が大変であることはよくわかっています。父母の会の会員たちも高齢化しておりまして、自分たちが一緒にグループホームに暮らして面倒をみてやっていくのは事実上不可能です。そこで、建物を建てて市や社協に寄付してもよろしいから、ひとつ運営をやっていただける可能性があるか、個人的に社協にお聞きしてみました。社協の言っていることもわかります。できた建物を寄付しますから運営していただけるかといえば、至って簡単です。ところが、前もって今から建ててあげるとなると非常に難しくなってきました、まず設計の段階から市の方から職員が入って耐震性があるか、防火設備は大丈夫か、アフターサービスの教育面は大丈夫か、こういったことを市と前もって一緒に相談しながら建てたならば、あるいは寄付して下さってありがとうございます、ではありませんが、坪当たり40万円で安くで50坪のものを建てましたよと言われても、それをそのままやると、耐震性等ものすごくお金がかかってくるものですから、なかなか社協の方もありがたいと受け取るわけにはいきませんね、といってその話は途切れてしまったのです。父母の会も考えが変わってきていて、昔は何もかも市や国におんぶしようという考えだったのですが、今頃はたっぷり自分たちの子どものために、自分たちもある程度の負担をせねばという気にはなっております。ですからただで入れて欲しいというのではなく、入所の際に100万円から200万円くらいの費用がかかるがいいかと言われるれば、それでも一応考えてみようかなという人たちも増えておりますので、市の方も考えてほしいな、と思うのですけれども。

## 審 議 経 過

会 長 事務局、何か答えられますか。

事務局 宿題としては認識しておりますので、率直に言えば、土地を探しているという段階です。有効に使える公有地を探しておりまして、そちらに目途がつけば少し具体的な話をしていけるのかと。

委 員 そこまで進んでいるのですか。

事務局 決して忘れたわけではなく、何とか実現できるように継続して検討はしております。

委 員 期待しております。

会 長 ということで、今日のところは。

委 員 そこまで具体的な話が聞けるとは思っておりませんでした。そうやって検討していただいているというのは、してくださらないよりはありがたいです。

会 長 他にございませんか。

委 員 28ページ、「発達障がい児(者)に対する支援ネットワークのあり方の検討」の評価が「A」である根拠を教えてくださいました。特別支援教育相談連携会議が児童で、自立支援協議会が障がい者、というイメージがあるとすれば「者」の方が進んでいないというイメージがあるのです。児童も「者」も、ネットワークのあり方は検討されているのでしょうか。

事務局 教育相談センターが事務局となって、特別支援教育相談連携会議を、私どもも含めまして、川西さくら園、保育所、保健センターであるとか関係機関が集まりまして毎月、障がいのあるお子さんに対する課題について検討を進めております。こうした継続的な取り組みを進めておりますので、十分ではないかもしれませんが、一定評価をさせていただいております。さきほどの自立支援協議会が開催できていないということもありますので、きちっと取り組んでいきたいと考えております。

委 員 これとつながるかどうかわかりませんが、長寿・介護保険課と一緒にやっている事業で、だんだん障がい者の方々が高齢化してきて、介護保険が適用になる

## 審 議 経 過

ことが出てくると思うのですが、介護保険の適用と障がい者の生活というのが、地域包括支援センターにどのようにつないでゆくのか、もしおわかりでしたら教えてください。

事務局 高齢障がい者の支援は課題として大きくなってきていると認識をしております。国の方でも次の平成30年度の介護保険、障害福祉サービス、医療の報酬改定の中でそういった部分の検討をされると聞きおよんでおります。基本的にはご指摘いただきましたとおり、65歳になりましたら障がいのある方も介護保険サービスを使っていただき、足りない部分があれば障害福祉サービスで補っていくということで、移行が円滑に進みますように、相談支援事業所がサービス等利用計画を作り、一定期間ごとに見直しを行っておりますので、その中で少し先の課題も把握できますので、早めに介護保険移行が円滑に進むよう、支援していくよう努めたいと思います。

委員 法律上、必ずしも介護保険を使わなければならないというものではないとなっております。状況に応じては、生活介護であってもそのまま継続して利用できるということで、宝塚では、65歳を超えてもそのまま生活介護を利用されている方がいらっしゃるのですが、川西市はいかがでしょう。

事務局 宝塚の事例は承知しておりませんが、優先適用であることは間違いありません。介護保険法の方が優先です。ただ介護保険が使えない事情がおそらく宝塚の事例にあるのではないかと、というふうに考えております。

委員 うちの事情と宝塚の事情は同じでした。でもそれをお話ししても、そのまま生活介護は使えませんでした。

事務局 基本的に法律上では介護保険法が優先と考えております。私どもでは事例がありません。

会長 他にございませんか。

委員 今日の障害者施策推進協議会は、27年度の進捗状況の把握ですよね。本月初ですよね。今後、年に何回程度、検討される予定でしょうか。

事務局 今年度の開催予定ということでしょうか。

## 審 議 経 過

委 員 今年度の開催予定及び、通常は年に何回程度の状況の話し合いを行うのが妥当だと市として考えておられるのかという判断です。

事務局 何回が妥当かというのは難しいですが、少なくとも1回は必要だと思っております。3年間の計画ですので、1年ごとに進捗状況をご報告させていただきますので、1回は必ず開催いたします。当然それ以外にも検討すべき課題はいくつもございますので、そういった場合を含めまして、2回ないしは3回の開催を目途にやっていきたいと考えております。

委 員 わかりました。なかなかこういう会議の開催そのものが難しい点もあると思われませんが、これだけ課題が山積している中において、課題の把握と情報の共有という点では得難い機会だと思しますので、できるだけ検討していただけるとありがたいと思います。

あと、わからないことなのですが、評価は基本的に所管がそれぞれするというのですが、「D」の扱いというのは基準があるのでしょうか。「A」評価で継続実施していくけれども検討する必要がある場合、必ずしもすべてが「D」になっているわけでもないようで、「D」の扱いが非常に難しいと思っています。「D」たる所以がわかりにくい。

事務局 さきほど4段階という説明をさせていただいたのですが、記載と説明が一致していなかったと思います。できなかった場合が「C」でございまして、「D」はその他、できなかったという以外、要は「A」でも「B」でも「C」でも評価しがたい、何らかの特別な事情がある場合です。現状と課題の記載とあわせてご理解いただければと思います。一概に「D」の定義づけはできません。

委 員 自己評価なのでわかりにくいところがありますが、やはり最終的には、計画期間の評価に影響してくると思いますので、なかなか多項目にわたって課題が山積しているけれども分析しにくい状況になっていると思えました。

いろいろありますが、時間もかかりますので。例えば、14ページの「保育所等訪問支援の実施」です。なかなか受け入れがないので、見込みもあまりあげられていないというところがあったのですが、もちろんこちらの所管の話で障がい対応かと思いますが、他の所管で聞くと、保育士さんの巡回指導がもっと潤沢にあって指導が受けられれば本当にありがたいが、人員体制と財源が充足できていないので協議したいという職場もあり、対象は違うでしょうが、オール川西の視点から言えば、そういう齟齬のようなものが出ているのは非常にもったいないと思います。特に障害者差別解消法などもそうですが、全庁的にわたる課題が多い

## 審 議 経 過

と思いますので、そのへんのところはいっぱいいっぱいかと思いますが、そういう事例があると認識していただければと思い、申し上げておきます。

会 長 他にございませんか。

委 員 グループホームというのは、一般のお家の様相をしていなければいけないのですか。なぜお伺いしたかと言うと、学校や幼稚園は現在、子供の数が少なくなり、閉園するところが増えてきています。例えば給食等のこともあり、一般の家庭のようにキッチンらしいものもありますし、お風呂は無いかもしれないですが、手洗いとかもありますので、ああいうところを利用できないのかな、と思います。例えば、松風幼稚園も閉園が決まっていますし、あそこは環境的にもいいところですし、規模も小規模で、普通のお家ではないけれども、お家に近い生活をしていただく場所として、もちろん、市のものですから、新しく建てるということもありませんし、耐震についてもクリアしていたから園児を受け入れていたのでしょうし、さきほどおっしゃっていたような問題は無いと思われまます。ああいうところを利用する手はないのかなと思います。ちょっと初歩的なことですが、あれは川西市にあたるのかどうかはわかりませんが、宝塚の造形大もなくなりますよね。とても立派な建物ですよ。あれは宝塚市ですか。

事務局 建物の姿としてお家のような形をしていなければならないということではありませんが、グループホームには10人という定員の上限がございますので、それ以上の規模のものは基本的にはつくれません。共同生活を行うお家でございますので、多くの人数を入れると、結局入所施設のようになってしまう、ふさわしくないというのが国の考え方ですので、遊休の公共施設を活用するのは非常に検討すべき課題かとは思いますが、小学校や幼稚園の建物というのは、グループホームとしては少し規模が大きすぎるのではないのかと考えております。

委 員 知的障がいの幼児や児童を受け入れる施設の常設は可能ですよね。いかがでしょうか。

事務局 川西市では現在、高度経済成長期に人口が急増したという経緯から、その時期に公共施設を集中的に建設したため、一斉に老朽化を迎えています。それらについて、必要なものは建て替え、あるいは今後の人口の増減見込みに応じて適切な規模に適正化をしていくかといったことについて、「公共施設総合管理計画」をつくり、全庁的に検討を進めておりますので、そういった中で、福祉施設として活用可能なものについては、活用できるよう働きかけや検討を進めていきたい

## 審 議 経 過

と考えております。

会 長 他にございませんか。

委 員 幼稚園の廃園ということで、さくら園も定員がいっぱいいっぱいで、かなり待機者もいらっしゃるのですが、さくら園の拡張を検討していただけないかなと思います。

それと、猪名川高校内のこやの里特別支援学校の分教室は、この3月に一期生が卒業を迎えます。現状で一般就労を考えている発達障がいの生徒さんがたくさんいらっしゃる中、実習先も全く無い状況です。それも分教室の進路の先生おひとりの方に委ねられていて、実習先の紹介もありません。そうしますと本校の方がかなり古くから歴史がありますので、進路の先生もたくさんの実習先を持っていますが、今後も多くの卒業生が見込まれている中、本校は本校で頑張っているのですが、なんとか発達障がいの支援、分教室の方の支援をお願いできないかと思うのですが、実習先すら無い状況なので。

事務局 猪名川分教室の状況は承知していませんが、一般的に実習先について、市としてどういう取り組みができるか、具体的にお答えできるものを持ち合わせていないのですが、課題として宿題として頂戴したいと思います。

会 長 他にありませんでしょうか。

(発言する者なし)

会 長 他にご質疑等もないようですので、「第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)の進捗状況について」の協議は以上で終わります。

以上で、本日の協議事項はすべて終わりました。

次に、「その他」ですが、この際、委員の皆さまから何かございましたら、ご発言下さい。

(発言する者なし)

会 長 ないようでしたら、これをもちまして、第7回川西市障害者施策推進協議会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。

(閉 会 午後3時)